

令和3年3月12日

和光市長 松本 武洋 様

和光市個人情報保護審議会

会長 森山 裕紀子



国民健康保険法等の規定に基づくオンライン結合(KDB システム)を用いた方法
による情報提供について (答申)

令和3年1月29日付け和情第31号により諮問のあった標記の件について、下記のと
おり答申いたします。

記

1 結論

諮問事項 埼玉県が国民健康保険法（以下、「法」という。）第82条第12項の規定
に基づき保健事業支援を目的として行う市への情報提供の求めに対し、同
法施行規則（以下、「施行規則」という。）第32条の32の4第2項に従
い情報提供を行う際、オンライン結合(KDB システム)を用いた方法により
行うことについて

和光市個人情報保護条例（平成12年和光市条例第49号）第12条第2項の規定に
基づき、諮問事項を鋭意検討し慎重に審議した結果、埼玉県に対しオンライン結合(KDB
システム)を用いた方法により医療及び健診に係る個人情報を提供することは、公益性が
あり、安全管理も措置されていると認められるため、審議会として妥当であると判断す
る。

2 審議会の付帯意見

医療及び健診に関する情報という特に大切な個人情報をオンライン結合で提供するこ
と、また、昨今、行政機関における個人情報の流失事件が起きていることを踏まえ、KDB
システムの運用に関わる埼玉県国保連合会及び個人情報を取り扱う埼玉県に関する以下
の2点を付帯意見とする。

- (1) 埼玉県国保連合会に対し、県内全般の安全管理の実施状況等について全市町村向け
の年次報告等の内に KDB システム運用（受託）事業者の監督・確認状況を含めるよう
要請し、改めて委託事業者が適切な運用を行っていることを把握すること。
- (2) オンライン結合により提供する個人情報の取扱いに当たり、埼玉県に対し、諮問資
料の中で説明がされなかった人的安全管理（教育制度）及び組織的安全管理（内規の
存在等）面についても安全管理措置が十分に行われることを確認すること。